

まるまるひがしにほんの店



さいたま市経済政策課





制度の概要

目的

- まるまるひがしにほんとう市内飲食店等の連携により
- 東日本の特産品を取り扱う飲食店等を増やす
 - 市内飲食店等への集客と東日本特産品の消費拡大

要件

- 要項に定める内容を理解し、本制度への賛同を得る

取組み

- まるまるひがしにほんで店舗情報の発信
- まるまるひがしにほんでの産地情報やイベント情報の提供
- 店頭等にシールを貼る
- レジ先等ミニのぼりを掲げる など





取組み内容

取組み1：産地情報及びイベント情報の配信

- 申請後、まるまるひがしにほんからの産地情報及びイベント情報を受ける

取組み2：東日本の特産品を取り扱う

- メニューの説明に産地等が分かるように記載する
(例：おにぎり・・・魚沼産コシヒカリ使用)
- 旬にこだわり特定の時期のみの取り扱いも可(品切れは許容)

取組み3：参加の掲示

- シールを店頭に掲付
- ミニのぼりを店内に設置





対象の店舗

1 産地限定店・食材厳選店

- 産地や食材にこだわり取り扱い地域が(〇〇県産)など限定されている店
(すでに産地にこだわりがある)
- 食材の品質にこだわるが、産地限定店のような地域限定はしていない店
(複数の産地を取り扱うが素材にこだわりがある)

2 特産品の未取り扱い店

- 今は特定した東日本の特産品を扱っていないが、本制度を通して良い特産品があれば積極的にメニューとしたい店

※シール、ミニのぼりは、特産品の取扱い申告があった時点で提供





申請手続き 他

市内飲食店等からの申請

- 市及びまるまるひがしにほんのHPより、申請用紙をダウンロードし、まるまるひがしにほんに申請(まるまるひがしにほんへの持参又はメール)

市内飲食店等の調査

- 申請のあった飲食店等に訪問し、店舗の場所や営業状況を確認
- 制度の説明及び食材の取り扱い状況などをヒアリング

制度の運用

- まるまるひがしにほんから店舗の情報を発信します
- まるまるひがしにほんで会員情報の登録・管理及び情報配信を実施

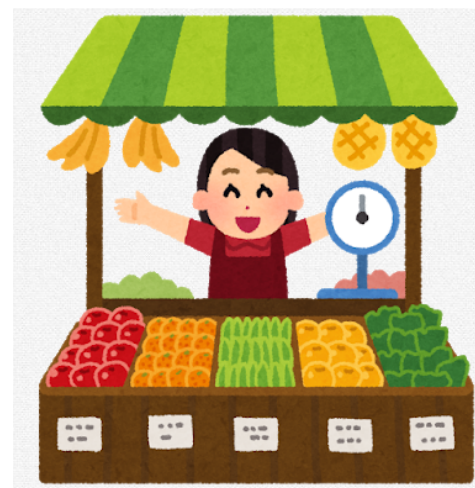




市内飲食店と産地をつなぐ取組

特産品の紹介など

- 東日本地域から特産品情報を入手し、市内飲食店等へ提供
- まるまるひがしにほんのイベント情報を市内飲食店等に提供
- 飲食店等のニーズを産地に届ける





制度のイメージ

